

河合町心身障害者医療費助成条例及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年 6月29日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第19号

河合町心身障害者医療費助成条例及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

(河合町心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第1条 河合町心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月河合町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

(河合町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第2条 河合町ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年10月河合町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の河合町心身障害者医療費助成条例第2条第1項第3号の規定及び河合町ひとり親家庭等医療費助成条例第4条第1項第1号の規定は、平成31年8月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。